

## 答 申 書

平成 1 2 年 1 2 月 2 2 日

(答申第 9 号)

### 1 審査会の結論

異議申立人の未成年の子に係る平成 1 2 年度北海道〇〇〇〇高等学校入学者選抜の面接評価表の特記事項を非開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、平成 1 2 年度における北海道〇〇〇〇高等学校（以下「本件高校」という。）の〇〇〇〇科の入学者選抜に係る①入試選抜一覧表のうち異議申立人の未成年の子（以下「本件受検者」という。）に係る部分及び②本件受検者の面接評価表（以下「本件面接評価表」という。）である。

このうち、本件面接評価表は、本件高校で行われた本件受検者の面接結果を記載し、入学者選抜の資料の一つとして使用されたものであり、面接担当者の氏名、面接室の名称、面接時間、本件受検者の受検番号、本件受検者の氏名、評価対象項目別の評価、総合評価及び特記事項などが記録されている。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報のうち、本件面接評価表に記録されている面接担当者の氏名が北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 1 8 条第 1 号に規定する非開示情報に、また、本件面接評価表に記録されている特記事項（以下「本件特記事項」という。）が同条第 7 号に規定する非開示情報（以下「7 号情報」という。）にそれぞれ該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人がこのうち、本件特記事項を非開示とした処分の取消しを求めていることから、本件処分のうち本件特記事項を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

#### (3) 7 号情報の該当性について

ア 条例第 1 8 条第 7 号は、実施機関は、開示請求に係る個人情報が、「診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であつて、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき」は、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができると定めている。

本号が適用される場合としては、開示することにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を適正に行うことに著しい支障を生じるおそれがある場合だけでなく、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある場合も含まれると解される。

イ 本件特記事項には、「①志望の動機」、「②修学的意思」、「③生活態度等」及び「④態度・言葉遣い・身だしなみ」の4つの評価対象項目並びに総合評価について、それぞれ評価（a、b、cの三段階による評価で、本件処分において既に開示されている。）の根拠となった面接時における本件受検者の態度等が具体的に記載されている。

ウ 本件高校の入学者選抜に係る面接評価表のうち、評価対象項目別の評価及び総合評価については、面接評価表に必ず記載されなければならないものであり、かつ、その記載の方法は、a、b、cという記号によって表現されたものであることからすれば、これらを開示したとしても、後述するような記載内容の形骸化が生じることはなく、今後の入学者選抜の事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるとはいえない。

しかしながら、特記事項については、その必要がある場合に文章により具体的に記述するものであることから、面接の評価について疑問や不満を持つ受検者に対し、特記事項に記載された具体的な内容について納得のいくような説明をすることは著しく困難であると考えられる。そうであれば、特記事項が開示されることになると、後に受検者に特記事項の内容を説明しなければならない場合の困難さを懸念して、面接担当者が、特記事項に記述すべきことを記述しない、あるいは、開示を前提とした一般的な表現にとどめるといった記載内容の形骸化が生じ、ひいては、面接による受検者に対する適切な評価を行うことが困難になるおそれがある。

エ 本件高校の入学者選抜は、実施機関の説明によれば、個人調査書及び学習成績一覧表、学力検査並びに面接の結果を総合的に判断して行っており、このような中で、ウで述べたようなことが生じた場合、入学者選抜の合否判定要素として面接を実施することの意義が失われ、今後の反復継続して行われる入学者選抜の事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件特記事項は、7号情報に該当すると判断する。

#### (4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件特記事項を非開示としたことは、個人の知る権利を否定するものであり不当である旨主張する。

しかしながら、(3)で述べたとおり、本件特記事項については、これを開示すると、本件高校の入学者選抜の事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、7号情報に該当するとして非開示とされたものであり、本件特記事項を非開示としたことが、個人の知る権利を否定するものであり不当であるとはいえない。

以上のことから結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年 9月29日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係文書の提出
平成12年11月13日 (第18回審査会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成12年12月22日	○ 答申